

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、「境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第 1 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

多目的フォークリフト（トップリフター）用タイヤ 2本

(2) 調達物品の仕様

別添「多目的フォークリフト（トップリフター）用タイヤ仕様書」のとおり

(3) 納入期限

令和 5 年 10 月 31 日

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

境港管理組合総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 みなとさかい交流館 3 階

境港管理組合総務課 電話 0859-42-3705 電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、境港管理組合ホームページ (<https://sakai-port.com/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 5 年 5 月 12 日（金）から同月 24 日（水）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月30日（火）午前10時即時開札

（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時15分とする。）

イ 場所

境港管理組合 入札室（鳥取県境港市大正町215 みなとさかい交流館3階）

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和5年5月18日（木）午後4時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和5年5月19日（金）午後5時までに境港管理組合ホームページ（<https://sakai-port.com/>）でまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、令和5年5月24日（水）午後5時までに郵送（期限までに必着のこと。）又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、当該事前提出物は提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

(1) 入札参加資格確認書（様式第2号） 1部

(2) 納入しようとする調達物品が仕様書に適合することを証する資料（製品の仕様書、カタログなど） 1部

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和5年5月25日(木)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、境港管理組合港湾管理委員会事務局長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和5年5月26日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、境港管理組合港湾管理委員会事務局長は、説明を求めた者に対して令和5年5月29日(月)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式(様式第3号)を使用すること。
- (2) 入札書には、入札者名及び入札金額を記入すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額)とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
なお、調達物品の搬入及び仕様書に規定する項目の履行に要する経費については、入札金額に含めること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (6) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
郵便等による入札の場合は、第1回目、第2回目、第3回目の入札書を、それぞれ「入札書」と明記した別々の封筒に入れ、密封した上で、「第1回」、「第2回」、「第3回」と回数を明記し、調達物品の名称及び入札者名を記載して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (7) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第4号)を4の(1)の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (12) 委任状及び入札書の宛名は「境港管理組合 管理者 平井伸治」とすること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第90条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第89条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 1 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 金額数字の不鮮明な入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

1 2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第104条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

1 3 契約書作成の要否

要

1 4 手続における交渉の有無

無

1 5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書（様式第5号）を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部又は島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められると

き。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、下請等させること。
- (5) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。
- (6) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。